

高度化法の中間目標について

資源エネルギー庁 2022年7月14日

はじめに

- 前回(6月22日)の本作業部会では、2023年度以降(第二フェーズ)の高度化法の中間目標(非化石比率)等の在り方を討するに際し、主な論点や検討の視点をお示しし、御議論いただいた。
- 御議論においては、今後の高度化法の義務の在り方や個別論点について幅広く御意見をいただいたほか、特に、証書の購入費用と料金との関係について、多数の御意見をいただいた。
- その背景として、証書の購入費用の需要家からの回収が小売電気事業者の最大の関心事項であり、また、料金を通じた費用回収を制度的にどこまで担保できるかが、その他の論点(対象範囲、目標、評価等)に大きく影響するということがある。
- こうした点を踏まえ、本日は、主に証書購入費用と料金の在り方について御議論いただく。
- なお、第二フェーズの議論と直接関連はしないものの、前回御提示したFIP電源に関する 非化石証書の発電事業者と需要家間の直接取引についても、前回の御指摘を踏まえ、 あらためて御議論いただきたい。

【参考】(総論)高度化法義務市場の在り方

- 高度化法義務達成市場は、エネルギー供給構造高度化法に基づき、一定規模以上の小売電気事業者に対して販売量に応じた非化石証書の調達義務を課すことで、非化石電源の維持・拡大 を間接的に促進することとしている。
- 具体的には、高度化法において定められている、2030年の供給電力の非化石電源比率44%以上という**目標の達成の確度を高めるため**、国は毎年事業者ごとに中間目標値を設定している。
- その際、小売電気事業者の証書調達義務が過大な負担とならないよう、2020~2022年度の第 1フェーズにおいては、非化石電源比率の低い小売電気事業者について、証書の調達に一定の配 慮を行う特例措置(化石電源グランドファザリング)が講じられている。
- 2020年10月の菅総理によるカーボンニュートラル宣言以降、国内で脱炭素化に向けた取組が加速している。2021年10月に閣議決定された新たなエネルギー基本計画において、2030年の非化石電源比率が44%から59%に引き上げられたほか、足下では、事業者間の自主的な排出量取引を促進するGXリーグの設立準備が進んでいる。
- 他方、本年3月22日の東日本における電力需給ひつ迫や、ロシアによるウクライナ侵攻の影響等も 踏まえ、徒に脱炭素化を追求するのではなく、まず何よりも電力の安定供給を確保することが先 決との声も強まっている。
- こうした中で、高度化法義務市場の今後の在り方について、どのように考えるか。
- 例えば、電力分野の脱炭素化を促進する有力な措置であるとして、これまで以上に措置を強化することについて、どのように考えるか。逆に、単なる措置の強化は小売電気事業者の負担を増すのみであり、需要家への負担の在り方を含め、小売電気事業者間の競争を歪めかねないとの指摘もあるが、どのように考えるか。

【参考】(各論)第二フェーズ検討における主要論点と検討の視点

前掲における第一フェーズの現状・課題を踏まえつつ、今後の第二フェーズの制度設計に おいての検討の視点を以下に整理。

主な論点

第一フェーズでの内容

今後の検討の視点(例)

対象範囲

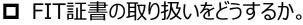
年間販売電力量 5億kWh以上

現状の対象範囲で、国内の需要をどれだけ賄っているか。

対象事業者の範囲をどうするか。

対象証書

非FIT非化石証書 (再エネ指定/指定なし) ※20年度のみFIT証書も対象



非FIT証書の需要家への直接購入との関係をどのように 考えていくか。

証書の需給バランスを基に 外部調達比率を設定 ※20年度のみ設定が異なる

- 需給バランスの考え方をどのようにするか (証書の対象 範囲をどこまでにするかで変わるか)
- 需給バランス以外にも、一定の算定方法がありうるか。
- 証書の売れ残りも発生していることについてどのように考え るか。

目標値の 設定方法

事業者毎に化石電源 グランドファザリングを設定

- □ これまで同様、ある基準年における非化石電源比率から、 グランドファザリングを設定していくか。
- □ 過去の検討事項にもあるように、グランドファザリングの段 階的削減を基本としていくか。
- □ そもそものグランドファザリングも在り方に再考が必要か。そ の場合、どういった考え方があるか。

【参考】(各論)第二フェーズ検討における主要論点と検討の視点②

主な論点

第一フェーズでの内容

今後の検討の視点(例)

評価方法

3カ年平均での評価 達成/未達成を 事業者ごとに公表



■ 単年度毎による評価の場合に、未達成になる場合の 具体的な対応はどのようになるか。

価格水準

最高価格 1.3円/kWh 最低価格 0.6円/kWh

- 現状の価格水準は、売り手および買い手においてどのような影響を与えているか。
- 価格の変更が仮に行われる場合、上記双方にどう いった影響を及ぼすことになるか。
- 再工ネ価値取引市場における最低価格(0.3円/kWh)との価格差をどのように考えていくか。
- □ 一定の閾値をなくし、市場の需給にゆだねるにはどういった課題が残されているか。

証書購入費用と 料金の在り方

事業者の創意工夫により 需要家へ転嫁 または事業者負担

- 現状の小売事業者が非化石証書の環境価値の費用を需要家にどれだけ求めることができているか。
- 競争環境にある小売事業者に対して、一律の転嫁を 認めることをどのように考えるか。

【参考】前回の御意見(証書購入費用の回収関連)

- 2030年の目標に向けて、高度化法義務達成市場でも、新設やリプレースだけでなく、設備の維持にも着実に 投資される仕組みが必要。第一フェーズの設計以降、カーボンニュートラル宣言や第六次エネ基の策定、エネ ルギーを取り巻く情勢が大きく変わってきているので、他の制度設計との関連についても留意して進めていく必要 がある。そのためにも、まずは証書購入費用と料金の在り方の議論を早急にお願いしたい。
- この措置については、公正な小売事業環境の整備という観点で考えることが非常に重要。そのためには、小売 事業者の証書購入費用を適切に電気料金に反映できる仕組みを整備することを第一に検討すべき。まず転 嫁の問題をどうするかについて優先的に検討を深めていただきたい。
- 価格転嫁について決まらないと、他の論点がなかなか決まらない気がするので、まず優先的に価格転嫁の仕組みをどう考えていくのかというところに関しては重要事項として今後議論していただきたい。
- 事業者にとっては転嫁の問題が最大の関心事。この転嫁の問題については、小売市場の激変であったり、電力小売価格の上昇といった市場状況で、一律に、もしくはその他の方法で転嫁を認めることが適当かという実体的な問題、またどのように転嫁を実現するのかという技術的問題、さらには消費者の代表がいない中で検討することが適当なのかという手続き的問題があるが、それらを踏まえて、転嫁のあるなしについて検討して結論を出した上で、その他の論点に取り組むということが効率的ではないか。
- P29、非FIT証書の需要家への直接購入との関係をどのように考えていくかという点について、高度化法義務達成市場の最低価格は0.6円で、再工ネ価値取引市場における最適価格が0.3円ということで、現状では0.3円の価格差が出ている。この価格差が、お客様に再エネメニューと一緒に提供するときに、小売の負担になっているというのが実情。この価格差について見直しをお願いしたい。
- 現状の制度では、高度化法の義務履行のためとはいえ、総括原価で建設された原子力や大型水力にある意味資金が流れ込むような仕組みになっている。新規追加性がなく、もともとの保有状況による差が大きい原子力発電や大型水力の証書は、再エネの証書とは違って客のニーズや販売先も乏しい状況なので、小売が証書購入に要した費用の回収も見込みづらい。電源種別に最適価格を見直すといったことも、検討いただきたい。

- 1. 証書購入費用と料金の在り方
- 2. 高度化法義務の対象事業者
- 3. その他

これまでの議論等

- 高度化法に基づく非化石価値取引市場は、非化石価値を顕在化し、小売電気事業者がその価値を電力と一体で需要家に適切に提供することで、非化石電源比率の向上を促すとともに、非化石電源側の維持や拡大に資するような仕組みとして設計された。
- 制度設計に際し、証書の購入費用については、小売の競争環境を歪めないためにも電気料金に一律転嫁できる適切な制度が必要との御意見があった一方、市場メカニズムを利用して消費者負担の軽減を図るという電力市場改革の趣旨に反するところがあり、消費者に一律転嫁することを制度上認めることは難しいのでないかとの御意見もあった。
- こうした中で、小売電気事業者の非化石証書購入に伴う機動的な料金改定手続については、それを求める新規参入者を含む小売電気事業者への事業環境への影響を確認しつつ、引き続き検討することとされた。
- その後、脱炭素化に向けた取組が広がる中で、非化石価値へのアクセス向上を求める需要家の声を踏まえ、昨年、非化石価値を取引する市場を2つに分ける、制度の抜本的な見直しを行ったところである。
- 足下では、非化石証書の購入費用について、例えば、新たなカーボンフリーや再工ネの料金メニューの提供など、小売電気事業者の創意工夫により回収する例もある。
- 他方、こうした取組による費用回収は、いまだ限定的である。また、再工ネ価値取引市場と高度化法義務達成市場の最低価格に価格差があり、当該価格差については、
 FIT証書を直接購入可能である需要家の費用負担の受容性を鑑みると、回収が困難との声も強い。

7

【参考】非化石証書購入費用に関するこれまでの意見について

● 目標達成にかかる非化石証書購入費用の小売料金への転嫁については、委員・オブ ザーバーより以下のような意見があった。

2019年7月 第二次中間とりまとめより抜粋

本作業部会(第31回)において、委員・オブザーバーより以下のような意見があった。

- 非化石証書の購入費用について、小売の競争環境を歪めないためにも一律転嫁できるよう国として適切な制度が必要。
- 特に経過措置料金の料金転嫁が重要。経過措置料金の場合、色々査定があるのでなかなか料金を上げるのが難しいので、より簡便に転嫁できるような手段が良いのではないか。
- 小売電気事業者としては、非化石証書の購入費用と、小売電気事業者が目標達成のために負担した総額と小売価格への影響を需要家に公表することを義務付けるよう、制度的に担保頂けると幸い。需要家に理解が得られやすいものと理解。
- 非化石証書の購入費用を小売料金に転嫁することを制度上担保してほしいという、そういうご意見があったが、この提案については、市場メカニズムを利用して消費者負担の軽減を図るという、この電力市場改革の趣旨に反するところがあって、一律消費者に転嫁することを制度上、認めるないし求めるというのは、少々難しいのではないか。
- 何の立法的措置もないところで高度化法の目標達成のために負担を負う小売電気事業者が、それを転嫁する旨の合意をすると独禁法の問題になると思う。他方、何らかの立法的措置を伴って、皆で一律に転嫁するというような、高度化法の趣旨に基づく独禁法の適用除外というものを設けるのであれば、それは話は別だが、その立法的な政策についても、個人的には反対。

【参考】非化石証書購入費用の小売料金上の取り扱いについて

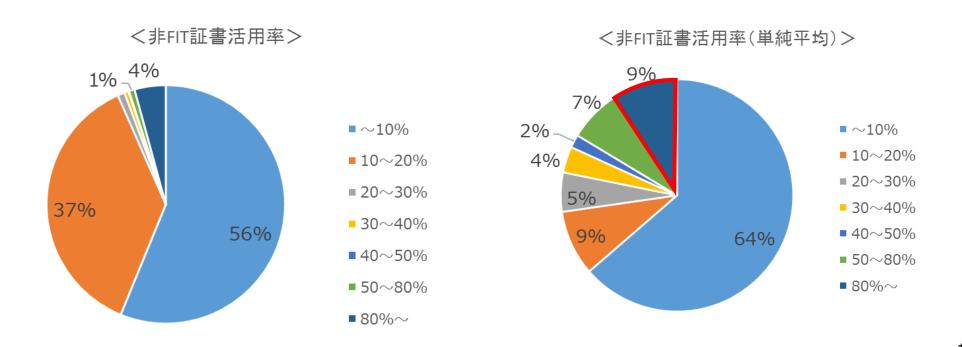
- 小売電気事業者が中間評価の基準となる目標(中間目標)達成のために負担する非化石証 書購入費用については、小売料金に一律転嫁する措置を求める意見がある一方で、そうした措 置の制度化に対して慎重な意見もあった。
- 第二次中間とりまとめにおいては、「電力適取GL等の不当廉売の監視の運用にあたっては、可変的性質を持つ費用が判断要素の一つになると考えられるが、その範囲については、非化石証書購入費用を勘案する等といったことが期待される」とされている。
- この点に関し、小売電気事業者は販売する電力量に比例して高度化法の目標達成に必要な 非化石証書の量が増える関係にあることから、小売電気料金との関係では非化石証書購入費 用は可変費に該当することとして、さらに解釈を明確化してはどうか。
 - 「非化石証書購入費用」は、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」においても、料金原価を構成する営業費の一部(送配電非関連可変費)として位置付けられている。
- また、小売電気事業者の非化石証書購入に伴う機動的な料金改定手続きについては、それを 求める新規参入者を含む小売電気事業者への事業環境への影響を確認しつつ、引き続き検 討することとしてはどうか。なお、小売電気事業者による非化石証書購入手段は事業者による創 意工夫により様々な取引形態が想定されるものと認識しており、規制料金における簡便な転嫁の 方法については、その購入費用の妥当性・適正性を担保するための何らかのプロセスは必要と考え られる。

【参考】需要家の費用負担

- 今回、FITの再工ネ証書の最低価格を0.3円/kWhとした場合、小売事業者において、高度化法の義務達成市場における最低価格0.6円/kWhとの差額の0.3円/kWhを上乗せして需要家に非化石電気を販売することが、従来以上に困難となる可能性がある。
- このため、需要家の理解の下、小売事業者が法律上の義務に起因するコストを機動的に回収する方策として、差額分も含めて一律に需要家負担を求めることが考えられる。
- しかし、高度化法上の義務を達成するため小売事業者が購入した非化石証書について、 当該非化石証書に裏打ちされた非化石電気を購入した需要家が負担した分も含めて一 律に需要家負担を求めることは妥当性を欠く。よって、需要家に一律負担を求める具体額 を算定するためには、非化石電気の販売動向を見定める必要がある。
- 一方、非化石電気の販売動向がどうであれ、いずれにせよ小売事業者にとって回収が困難となる可能性の高い差額分について、一律に需要家負担を求めるということも考えられる。
- しかし、上記の差額0.3円/kWhは2つの市場における最低価格の差額に過ぎず、市場での取引価格はオークションごとに変動することが見込まれる。また、高度化法の義務達成に用いられる非FIT証書は、市場外でも取引が行われ、その取引価格は必ずしも最低価格以上にならない可能性がある。
- このため、高度化法義務達成のコストについて、需要家の負担を求める方策については、 今後の取引動向を見極めつつ、引き続き検討を行っていくこととしてはどうか。

【参考】2021年度の非FIT証書の調達状況③

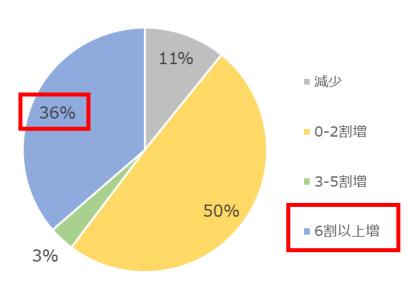
- 非FIT証書の活用率(購入した非化石証書を電力メニューとして需要家に訴求している割合)は、 20%以下が9割以上となり、引き続き小売電気事業者は高度化法の義務達成のために証書を購入している状況。
- 非FIT非化石証書の活用率を、単純平均(事業者数ベース)で示した場合、10%未満の事業者が約6割を占める一方、**80%以上活用している事業者も1割**ほど見られる。
- 2020年10月のカーボンニュートラル宣言やRE100等、需要家における再エネへの関心の高まりにより、前年度と比べ、再エネメニューやカーボンフリーメニューへのニーズが高まっている、との声が多かった。また、実際の販売量も大きく増加する見込みとの意見が多い。



【参考】2022年度の非化石証書購入予定について

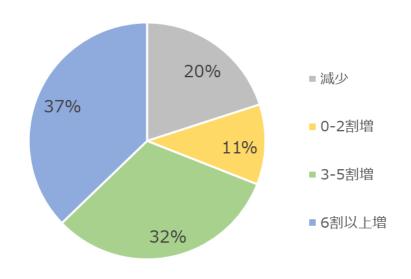
- 21年度の中間目標値の対象事業者に対し、22年度の証書購入予定量を尋ねたとこ ろ、21年度の購入量に比べ、**FIT証書は、5割が0-2割増加、約4割が6割以上増** 加すると回答した。非FIT証書については、約2割が減少、約7割が3割以上増加する と回答した。
 - ※22年度の外部調達比率は7.5%で21年度比5割増。(21年度の外部調達比率は5%)
- 回答事業者数でみても、FIT証書については**約5割の事業者が0-2割増**、非FIT証書 については**約3割の事業者が0-2割増**と回答している。

22年度の購入予定量(FIT証書)



※回答事業者中46社回答

22年度の購入予定量(非FIT)



- ※51社回答
- ※上記の結果は回答に販売電力量で加重平均を行ったもの。 12

【参考】小売電気事業者によるFIT証書の活用状況

- 21年度中間目標値の対象事業者は、一定の非FIT証書の調達が目標として求められているが、FIT証書を使用して再エネメニューを販売してる事業者も多い。
- 回答事業者(52社)中、43社が145の再エネメニューを販売しており、そのうち約半 数がFIT証書を用いたメニューである。
- 非FIT証書に加えFIT証書を購入する理由としては、「RE100対応のトラッキング付メニューを販売するにあたり、地産地消を売りにしたメニュー等のために特定地域のFIT電源による環境価値が必要なため」との回答が最も多かった。

く対象事業者の再エネメニュー数>

再エネメニュー ^{※1} がある	43社
再エネメニュー数	145
FIT証書を使用したメニューを販売	32社
FIT証書を使用したメニュー数	76
FIT証書のみを使用したメニューを 販売	18社
FIT証書のみを使用したメニュー	40

※1:実質再エネメニューも含む。

<FIT証書の購入理由※2>



【参考】非化石価値取引市場の見直し(2021年度)

- RE100等の再工ネ電気への需要家ニーズの高まりに対応するため、①需要家の直接購入を可能とし、②価格を引き下げることで、グローバルに通用する形で取引できる再工本価値取引市場を創設。2021年11月に第1回オークションを実施。
- 高度化法の義務達成には、非FIT証書のみを活用できることとした。

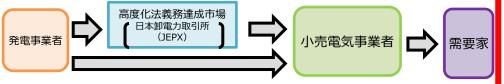
再エネ価値の取引【再エネ価値取引市場】

- 小売電気事業者及び需要家が購入可能
- 取引対象はFIT証書
- 2021年度からほぼ全量トラッキング。
- 最低価格の引下げ(1.3円→0.3円/kWh)



高度化法義務の達成【高度化法義務達成市場】

- 小売電気事業者のみ購入可能
- 取引対象は非FIT証書
- 2021年度からトラッキング実証開始。
- 最高価格の引き下げ(4円→1.3円/kWh)、最低 価格の設定(0.6円/kWh)



<第一フェーズの変遷>

	2020年度	2021年度	2022年度
義務対象証書	FIT、非FIT	非FIT	非FIT
目標量	9% (結果的に)	5 %	7.5%
対象事業者数	54	56	63

検討の視点

- 非化石証書は、市場を通じて、あるいは市場外で相対にて取引され、市場取引については最低価格が設定されているものの、基本的に取引価格は自由である。その結果、小売電気事業者の非化石証書購入単価は、事業者により様々である。
- こうした中で、規制料金の需要家※に対し、証書購入費用について一律の負担を求めることについて、どのように考えるか。
 - ※規制料金に費用が反映される場合、自由料金にも同様に反映されることを想定。ただし、反映されるか どうかについて、制度的な担保はない。
- 証書の取引を事業者間の自由な取引に委ねつつ、需要家に対して機動的な料金改定 手続きを通じて一律の費用負担を求めることは、現行制度を根本から見直し、市場メカニ ズムを活用した証書取引を見直さない限り、制度的に両立困難でないか。
- この点、例えば、電源開発促進税やFIT賦課金のように、小売料金に含まれる形ですべての需要家が一律に負担する費用については、それぞれの単価が制度的に一律に定められていることが参考になるのでないか。
 - ※経過的に措置されている現行の小売規制料金において、証書購入費用は料金原価の一部。
- 他方、小売電気事業者において、証書購入費用が年々増加し、その回収に困難を生じている現実もある。こうした中で、小売電気事業者に過大な負担が生じないような制度環境整備として、どのような対応が考えられるか。
 - ※例えば、規制料金の原価に反映された証書の購入費用について、その後の制度環境の変化に伴う費用の増加を一般的な認可手続によらずに簡易に料金に反映できるようにすることへの声もある。

【参考】証書購入費用の回収の在り方が制度設計に与える影響

● 証書の購入費用の回収の在り方を変えるためには、制度設計を根本から見直すことが 必要になる。

主な論点	証書購入費用の回収の在り方	
(例)	全需要家※が一律負担	各小売電気事業者の創意工夫で回収
対象事業者	全小売電気事業者	前事業年度の販売電力量が5億kWh以上の小売電気事業者 (政令上は、一般送配電事業者および特定送配電事業者も)
目標値	引上げの可否を判断する 厳格な仕組みの下で決定	証書の需給バランスに基づく
評価	未達の場合は罰則 (評価プロセスを経ない)	未達の場合は公表
証書価格	固定 市場や相対取引を通じて 事業者毎に決定	
収入使途	厳格な管理 (収入分の区分管理等)	現在の使途対象をベースに 内容を報告

※全国の規制料金に一律に反映の上、各小売電気事業者が自由料金にも同様に反映

【参考】自由化前後における電気料金制度の概要

- 2016年4月以降、低圧も含む全ての契約において小売全面自由化。
- ただし、需要家保護のための経過的な措置として、低圧向けの規制料金は現在も維持されている。

電力自由化前

総原価=電気料金収入 営業費 ・燃料費 ・購入電力費 ・原価償却費 ・人件費など

- ※1 発電所や送電線等の運用のための資金調達によって発生する支払利息や配当など ※2 電気料金以外で得られる収入(他社販売電力料など)
 - <総括原価方式における電気料金改定の手続き>
 - 規制部門の電気料金を値上げする場合、電事法に 基づき、電力会社は**経産大臣の認可**を受ける必要 がある。
 - 経産大臣は、申請が最大限の経営効率化を踏まえたものであるかどうか、電事法及び関係法令に基づき審査を行い、広く一般から意見を聴取する公聴会を行った上で、認可を判断。

電力自由化後 事業者の裁量で算定される費目 法令等により算定される費目 自社電源から調達する場合 託送料金 燃料費 減価償却費 送配電部門の人件費 送配電部門の修繕費 修繕費 その他経費 送配電部門の原価償却費 送配電部門の固定資産税 雷源開発促進税 賠償負担金 • 廃炉円滑化負担金 他社電源から調達する場合 その他 法人税等 消費税等 購入電力料 固定資産税 再工ネ賦課金 人件費 その他経費 <電気料金の内訳> 電力量料金単価×使用電力量/月 再エネ賦課金単価 基本 ++ + 料金 使用電力量/月

17

燃料費調整単価×使用電力量/月

【参考】規制料金の状況

第47回電力・ガス基本政策小委員会 (2022年4月12日) 資料5

電気

【低圧】	件数 (件)	販売量 (MW h)
全国計	88,093,724	26,335,686
規制料金	48,145,625 (54.7%)	8,974,929 (34.1%)

出典:電力取引報(令和3年12月分)

-11	_
П	
73	

【家庭用】	契約件数 (件)	販売量 (千㎡)
全国計	26,481,900	922,802
規制料金	908,311 (3.4%)	22,077 (2.4%)

出典:ガス取引報(令和3年12月分)

※販売量は標準熱量45MJ換算

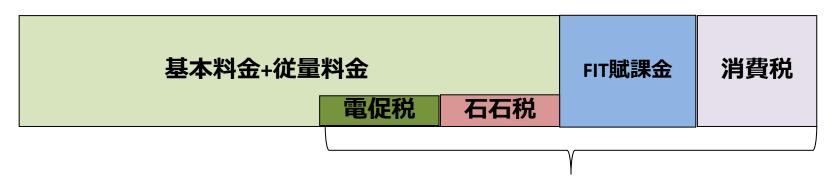




【参考】外生的費用の料金反映手続

- 電気事業者にとって、FIT賦課金、消費税、石油石炭税などは、自らの経営努力と無 関係に、外生的な要因により増加する費用である。
- そのような費用増加分の料金反映を、簡便かつ機動的な手続で行えるよう、2011年に制度改正がなされ、届出による料金改定が可能となった。

<電気料金のイメージ>



外生的要因による料金改定は届出

<旧電気事業法第19条第6項>

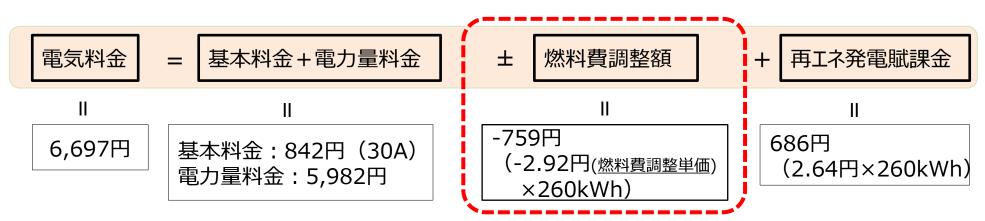
一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(一般電気事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。)として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた供給約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

【参考】経過措置料金に由来する制度 燃料費調整

- 燃料費調整制度は、事業者の効率化努力の及ばない燃料価格や為替レートの影響を外部化することにより、事業者の経営効率化の成果を明確にし、経済情勢の変化をできる限り迅速に料金に反映し、同時に、事業者の経営環境の安定を図り、為替変動による差益を消費者に還元することを目的とし、1996年に導入。
- ◆ 本制度に基づき、現状、経過措置料金については、全国平均の輸入燃料価格(円建て)の変動に応じ、毎月、料金を自動的に調整することとなっている。

電気料金の構成

東京電力管内の標準的な家庭における例(2017年10月分)



- ※使用電力量を260kWh/月と想定。
- ※合計額は、口座振替割引額(54円)を勘案しているため、上記の式の数値は合致しない。

- 1. 証書購入費用と料金の在り方
- 2. 高度化法義務の対象事業者
- 3. その他

高度化法の中間目標に対する対象範囲について

- 現行の高度化法に基づき、小売電気事業者、及び一般送配電事業者、特定送配電 事業者のうち、前事業年度における電気の供給量が5億kWh以上の事業者は、非化 石エネルギー源の利用目標達成計画を経産大臣に提出することになっている。
- 小売電気事業の全面自由化がなされた2016年度以降、上記対象となる事業者数は、 小売電気事業者数全体の増加と相まって増えているが、電力の全需要量に占める割合は、やや低下しつつある。
- こうした現状を踏まえつつ、一定の閾値によって対象事業者となるか否かが決まる状況、 事業者同士における競争上の公平性の観点などから、対象事業者の閾値を再考する 必要があるか。

	現状維持	引き下げる	引き上げる
メリット	国内の需要量の約97%をカバーしている事業者を対象としているため、これを以てして対象事業者が需要を賄う全体とみなせるか	事業者間での競争上の公 平性がより保たれるか	?
デメリット	5億kWhの閾値で 小売事業者間の競争上の 有利・不利があるか	小規模な事業者に対する 過度な負担となりうる	どの閾値で設定すべきか 判断が難しいか

【参考】高度化法対象事業者の数及びシェアの推移

- 高度化法施行令第5条1号に掲げる事業を行う小売電気事業者、及び一般送配電 事業者と特定送配電事業者のうち、年間の電気の供給量(小売供給分に限る)が5 億キロワット時以上の事業者数は、小売事業者数の増加に伴い増加傾向。
- 他方、国内の販売電力量におけるシェア率はやや減少している。

年度	5億kWh以上(社数)	全小売事業者数	全事業者数に対する割合 (%)	国内販売電力量のシェア率 (%)
2021	74	745	9.9	96.8
2020	64	680	9.4	96.8
2019	59	631	9.4	97.2
2018	58	606	9.6	97.7
2017	46	473	9.7	97.8
2016	35	397	8.8	98.4

【参考】高度化法の非化石エネルギー源の利用目標達成計画の提出について(1/2)

- 高度化法に基づき、小売電気事業者、及び一般送配電事業者、特定送配電事業者のうち、 2020年度における電気の供給量(小売供給分に限る)が5億kWh以上の事業者(以下掲 載)計65社(66事業者)から、非化石エネルギー源の利用目標達成計画(達成計画)の 提出があった。

※今年度より対象となった事業者は7事業者、今年度より達成計画提出対象外となった事業者は2事業者存在した。

<2021年度(20年度実績)の達成計画の報告対象事業者>

旧一般電気事業者	新電力 1		
北海道電力	F-Power	ダイヤモンドパワー	サミットエナジー
東北電力	エバーグリーン・リテイリング	出光グリーンパワー	リコージャパン
東京電力EP	エバーグリーン・マーケティング	新出光	東京ガス
中部電力ミライズ	エネット	ウエスト電力	東急パワーサプライ
北陸電力	出光興産	北海道瓦斯	王子・伊藤忠エネクス電力販売
関西電力	オプテージ	大阪瓦斯	テプコカスタマーサービス
中国電力	エネサーブ	エフビットコミュニケーションズ	日鉄エンジニアリング
四国電力	サイサン	ENEOS	KDDI
九州電力	ミツウロコグリーンエネルギー	オリックス	東邦ガス
九州電力送配電	日本テクノ	シン・エナジー	シナジアパワー
沖縄電力(送配電・小売)	Looop	アイ・グリッド・ソリューションズ	ジェイコムウエスト

【参考】高度化法の非化石エネルギー源の利用目標達成計画の提出について(2/2)

<2021年度(20年度実績)の達成計画の報告対象事業者>

新電力		
ジェイコム埼玉・東日本	九電みらいエナジー	
ジェイコム湘南・神奈川	ミツウロコヴェッセル	
ジェイコム東京	おトクでんき	
アーバンエナジー	ハルエネ	
丸紅新電力	PinT	
関電エネルギーソリューションズ	エフエネ	
MCリテールエナジー	楽天エナジー(旧楽天モバイル)	
エナリス・パワー・マーケティング	ホ―プ	
大和ハウス工業	CDエナジーダイレクト	
HTBエナジー	鈴与電力	
SBパワー		

(前頁続き)

(順序は小売登録番号順) ▶ 計65社(66事業者)

- 1. 証書購入費用と料金の在り方
- 2. 高度化法義務の対象事業者
- 3. その他

FIP電源に係る非化石証書の需要家直接取引について

- 発電事業者と需要家間の直接的な取引による新たな再工ネ調達の取組みは、再工ネ価値の取引を利用しやすくすることで、今後の再工ネ導入拡大を後押しするものである。
- このため、本年2月の本作業部会において、新設非FIT電源及び卒FIT電源に係る非 化石証書の直接取引を新たに認める一方、FIP電源については、「今後の需要家ニーズ 等を踏まえ必要に応じて検討」とされた。
- その後、今後検討とされたFIP電源について、新設非FIT電源及び卒FIT電源と同様、 需要家との直接取引を求める事業者からの御意見が多く寄せられている。
 - ※本年4月からFIP制度が開始され、今後対象が拡大していく見込み。なお、本年6月に実施された初のFIP太陽光入札では129MWが落札され、今後FIPの認定申請を行うことが見込まれる。
- FIP電源については、発電事業者が自ら非化石価値の取引を行うものであり、他の非 FIT電源と同じく需要家との直接取引を認めることとすれば、環境価値の取引方法の 多様化につながり、新たな再エネ導入に資する効果があると考えられる。
- このため、新設FIP電源又は2022年度以降に営業運転開始となったFIT電源が FIP電源に移行した場合に限り、発電事業者と需要家における非FIT非化石証書の 直接取引を認めることにしてはどうか。※証書のダブルカウントを防ぐ目的で設定した要件についても対応する必要はある。
- なお、FIP電源から供給される電気は、非FIT電源と同じく高度化法における小売電気事業者の目標値に計上されていることから、2023年度以降の目標値の設定に当たっては、本取引量分を控除する必要がある。
 ※取引量が限定的と見込まれる2022年度は控除せず。

【参考】FIP電源に係る非化石証書の需要家直接取引について

- 本作業部会では、昨年11月から本年2月に至る中で、需要家が再工ネ電源から非FIT 再工ネ証書を調達する新たな手法などを紹介させて頂いた。
- 非化石証書の取引においては、こうした手法を可能とすることが、今後の再工ネの更なる 導入拡大を後押しするものと考えられるため、本年2月の本委員会において新規の非 FIT電源や卒FIT電源における発電事業者と需要家間の非化石証書の直接取引を 認めることとした。 その際、FIP電源に係る非FIT非化石証書の直接取引の可否につい ては、今後の需要家のニーズ等を踏まえ必要に応じて今後検討を深めていくこととした。
- こうした直接取引については、需要家側の非FIT非化石証書への関心の高まりに加え、 再工不電源側の再工不価値の取引機会を多様化させ、FIP制度の趣旨である再工不 電源の自立化を促すことにも貢献すると考えられる。
- 上記を踏まえ、非FIT電源や卒FIT電源と同様に新設FIP電源又は2022年度以降 に営業運転開始となったFIT電源がFIP電源に移行した場合に限り、発電事業者と 需要家における非FIT非化石証書の直接取引を認めることにしてはどうか。

【参考】非FIT証書における発電側と需要家の直接取引について

- 前掲の通り、世界的にコーポレートPPAの案件が増加しつつある中、国内においても小売電気事業者が参加するスキームによる取り組みが普及しつつある。一方、発電事業者や需要家においては、特にバーチャルPPAのように、直接的に再工ネ価値を取得できる取り組みについても、その実現を求める声がでてきている。
- 現在、取り組みの対象となりうる非FIT再エネ電源由来の非FIT証書については、高度化法の義務の手段であり、小売電気事業者のみ調達可能となっている。
- 他方、こうした新たな再工ネ調達の取り組みについては、再工ネ価値の取引の側面においてもその利用をしやすくすることで、今後の導入拡大を後押しするものであるとも考えられる。
- こうした点を踏まえ、高度化法における小売電気事業者の目標値から上記取組の取引量分を控除することを前提に、今後非FIT再工不電源に係るコーポレートPPAの取り組みに限り、一定の要件を満たす場合には、発電事業者と需要家における非FIT再工不証書の直接取引を認める方向で検討を進めてはどうか。
- 具体的な要件に関し、例えば以下についてどのように考えるか。
- □ 証書のダブルカウントを回避するために、非FIT再エネ発電事業者と需要家双方が JEPXにおいて証書の口座を開設すること。また、証書の口座移転完了日までに、 JEPXに相対取引の内容を報告し、適切に証書の口座移転を行うこと。
- 対象である非FIT再工ネ電源は新設であること。